

第1号議案

企画競争・公募（入札可能性調査）の導入及び会計規程等の変更について （案）

1. 本機関の契約方式に新たに企画競争・公募（入札可能性調査）を別紙1のとおり、導入する。
2. 企画競争・公募（入札可能性調査）の導入及び容量市場の導入に伴い、別紙2のとおり、会計規程を変更する。
3. 前項の会計規程の変更について、電力広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第16条2項後段の規定に基づき、別紙3により経済産業大臣に対し、承認申請を行う。
4. 第2項の会計規程の変更に関連して、別紙4のとおり、会計・調達業務の細則に関する規程を変更する。

以 上

【添付資料】

- 別紙1：企画競争・公募（入札可能性調査）の導入について
- 別紙2：会計規程変更案 新旧対照表〔項目・備考欄あり〕
- 別紙3：会計規程変更承認申請書
：会計規程変更案 新旧対照表〔経済産業大臣提出用〕
- 別紙4：会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

●2019年7月施行予定

現行	変更案(変更点に下線)	項目	備考
<p>第3章 予算及び資金</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事長の承認を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退職給与引当金繰入</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第5章 契約</p> <p>(随意契約)</p> <p>第22条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。</p> <p>(2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(4) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき。</p> <p>第6章 資産</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。</p> <p>2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、未収金—その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、電源入札拠出金、投資その他の資産とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7章 負債及び純資産</p> <p>(負債の区分)</p> <p>第33条 負債は流動負債及び固定負債とする。</p>	<p style="text-align: right;">令和元年7月1日変更</p> <p>第3章 予算及び資金</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事長の承認を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退職給付引当金繰入</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第5章 契約</p> <p>(随意契約)</p> <p>第22条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。</p> <p>(2) 緊急の必要により競争入札に付する時間がないとき。</p> <p>(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(4) <u>企画競争によって契約先候補者を選定したとき。</u></p> <p>(5) <u>公募(入札可能性調査)を行った結果、応募者が単独であるとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に規定する場合のほか、予算価格が少額の時 又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき。</u></p> <p>第6章 資産</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。</p> <p>2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、未収金その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、電源入札拠出金、<u>退職給付引当資産、長期投資</u>その他の資産とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7章 負債及び純資産</p> <p>(負債の区分)</p> <p>第33条 負債は流動負債及び固定負債とする。</p>	<p>・その他</p> <p>・誤謬</p> <p>・随意契約</p> <p>・新契約方式</p> <p>・その他</p> <p>・誤謬</p> <p>・会計関連</p>	<p>・変更日を追記。会計規程は、経産大臣の承認が必要。申請書は和暦での申請(経済産業省より連絡あり)のため、会計規程は、和暦にて記載。他の関連規程は、西暦記載。</p> <p>勘定科目の記載間違い</p> <p>[随意契約]</p> <p>・(2)の条文の文言をわかりやすく変更</p> <p>[新契約方式]</p> <p>・(4)、(5)新たな契約方式と随意契約との関係を明記</p> <p>[その他]</p> <p>・(4)、(5)新設に伴う条文番号変更((4)⇒(6))</p> <p>「未収金」の後の「、」の削除</p> <p>・会計・調達業務の細則に関する規程(別表第1)の科目記載と平仄を合わせる</p>

現行	変更案(変更点に下線)	項目	備考
<p>2 流動負債は、短期借入金、未払金、預り金、短期リース債務、その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定負債は、退職給付引当金、リース債務、電源入札拠出金<u>＝</u>その他これに準ずるものとする。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>附則 この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年4月28日）から施行し、平成27年4月28日から適用する。</p> <p>附則（平成28年4月1日） この規程は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日（平成28年4月1日）のいずれか遅い日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>2 流動負債は、短期借入金、<u>短期リース債務、未払金、預り金</u>その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定負債は、退職給付引当金、リース債務、電源入札拠出金その他これに準ずるものとする。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>附則 この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年4月28日）から施行し、平成27年4月28日から適用する。</p> <p>附則（平成28年4月1日） この規程は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日（平成28年4月1日）のいずれか遅い日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附則（令和元年 月 日） <u>1. この規程の第5章に定める内容は、本機関が業務規程第32条の19に基づき締結する容量確保契約には適用しないものとする。</u></p> <p><u>2. この規程は、令和元年7月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日（令和元年●月●日）のいずれか遅い日から施行し、令和元年●月●日から適用する。</u></p>	<p>・会計関連</p> <p>・誤謬</p> <p>・容量市場</p> <p>・その他</p>	<p>・会計・調達業務の細則に関する規程（別表第1）の科目記載の順序と平仄を合わせる</p> <p>・「、」の削除</p> <p>・広域機関のための調達業務と、容量確保契約業務は性質が異なることから、本規程を容量確保契約に関連させないよう、区分し、適用除外とする。</p> <p>変更後の規程の施行・適用日を記載</p>

●2019年7月施行予定

現行	変更案 (変更点に下線)	項目	備考
<p>第5章 契約 (随意契約によることができる場合) 19条</p> <p>会計規程第22条第1項第1号から第3号に定めるほか、同条第4号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。</p> <p>一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。 七 本機関の行為を秘密にする必要があるとき。 八 運送又は保管をさせるとき 九 官公署と契約するとき。 十 外国において契約するとき。 十一 前各号に規定する場合のほか、本機関の事業運営上必要があるとき。</p> <p>2 競争入札に付しても入札者がいないとき又は再入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、原則として、契約保証金及び履行期限を除き、当初、競争入札手続に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。</p> <p>3 会計規程第22条第2項の規定にかかわらず、図書、定期刊行物その他性質上見積書の徴収を省略しても支障がないと認められるものに関する契約については、見積書の取得を省略することができる。</p> <p>附則 本規程は、会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年4月28日）から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附則 本規程は、平成28年4月1日又は会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>第5章 契約 (随意契約によることができる場合) 19条 <u>会計規程第22条第1項1号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号の定める場合とする。</u> <u>一 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。</u> <u>二 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。</u> <u>三 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。</u> <u>四 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき。</u></p> <p><u>2</u> 会計規程第22条第1項第1号から第3号に定めるほか、同条第4号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。</p> <p>一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。 七 本機関の行為を秘密にする必要があるとき。 八 運送又は保管をさせるとき 九 官公署と契約するとき。 十 外国において契約するとき。 十一 前各号に規定する場合のほか、本機関の事業運営上必要があるとき。</p> <p><u>3</u> 競争入札に付しても入札者がいないとき又は再入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、原則として、契約保証金及び履行期限を除き、当初、競争入札手続に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。</p> <p><u>4</u> 会計規程第22条第2項の規定にかかわらず、図書、定期刊行物その他性質上見積書の徴収を省略しても支障がないと認められるものに関する契約については、見積書の取得を省略することができる。</p> <p><u>5</u> <u>会計規程第22条第1項4号企画競争の場合の手続きについては、別途「企画競争に関する取扱要領」に定める。</u></p> <p><u>6</u> <u>会計規程第22条第1項5号公募（入札可能性調査）の場合の手続きについては、別途「公募（入札可能性調査）に関する取扱要領」に定める。</u></p> <p>附則 本規程は、会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年4月28日）から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>附則 本規程は、平成28年4月1日又は会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>2019年7月1日変更</p> <p>・その他</p> <p>・随意契約</p> <p>・その他</p> <p>・その他</p> <p>・誤謬</p> <p>・新契約方式</p>	<p>・変更日を追記</p> <p>・随意契約のうち、「契約の性質又は目的が競争を許さないとき。」の内容を明確するため、新規に挿入。</p> <p>・上記1項の新規挿入による、項数字の変更（1項→2項）</p> <p>・会計規程22条1項の号の追加による変更。</p> <p>・十一 会計規程との重複文言記載のため、削除</p> <p>・5 企画競争に関する記載 ・6 公募に関する記載</p>

現行	変更案 (変更点に下線)	項目	備考
	<p>附則 (2019年●月●日)</p> <p>1. <u>本規程の第5章に定める内容は、本機関が業務規程第32条の19に基づき締結する容量確保契約には適用しないものとする。</u></p> <p>2. <u>本規程は、2019年7月1日又は会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>・容量市場</p> <p>・その他</p>	<p>・広域機関のための調達業務と、容量確保契約業務は性質が異なることから、本規程を容量確保契約に関連させないよう、区分し、適用除外とする。</p> <p>・変更後の規程の施行・適用日を記載</p>

(別表第1)

勘定科目表

[変更前]

[変更後]

決算科目

決算科目

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考	変更	
(資産) 流動資産	現金及び預金	現金			(資産) 流動資産	現金及び預金	現金				
			預金					預金			
			小払資金					小払資金			
		未収金					未収金				
			会費					会費			
			あっせん・調停収入					あっせん・調停収入			
		雑口					雑口				
		前払金					前払金				
		前払費用					前払費用				
	有価証券			有価証券		経過勘定でないことより上位に記載					
	その他流動資産	仮払金		仮払金							
			雑口				雑口				
		有形固定資産	土地		土地			上段へ 新設			
			建物		建物						
			建物付属		建物付属						
			構築物		構築物						
			機械装置		機械装置						
			諸装置		諸装置						
			器具諸備品		器具諸備品						
リース資産				リース資産							
一括償却資産		一括償却資産									
その他有形固定資産		その他有形固定資産									
	減価償却累計額(建物)		減価償却累計額(建物)								
	減価償却累計額(建物付属)		減価償却累計額(建物付属)								
	減価償却累計額(構築物)		減価償却累計額(構築物)								
	減価償却累計額(機械装置)		減価償却累計額(機械装置)								
	減価償却累計額(諸装置)		減価償却累計額(諸装置)								
	減価償却累計額(器具諸備品)		減価償却累計額(器具諸備品)								
	減価償却累計額(有形リース)		減価償却累計額(有形リース)								
	減価償却累計額(その他有形)		減価償却累計額(その他有形)								
	土地取得費		土地取得費								
	建物取得費		建物取得費								

(別表第1)

勘定科目表

[変更前]

[変更後]

決算科目

決算科目

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考	変更
	無形固定資産	建物付属取得費			貸方 科目	無形固定資産	建物付属取得費			貸方 科目
		構築物取得費					構築物取得費			
		機械装置取得費					機械装置取得費			
		諸装置取得費					諸装置取得費			
		器具諸備品取得費					器具諸備品取得費			
		その他資産取得費					その他資産取得費			
		工事費負担金					工事費負担金			
		ソフトウェア					ソフトウェア			
		リース資産					リース資産			
		一括償却資産					一括償却資産			
		その他無形固定資産					その他無形固定資産			
		減価償却累計額 (ソフトウェア)					減価償却累計額 (ソフトウェア)			
		減価償却累計額 (無形リース)					減価償却累計額 (無形リース)			
		減価償却累計額 (その他無形)					減価償却累計額 (その他無形)			
		無形資産取得費					無形資産取得費			
工事費負担金			工事費負担金							
電源入札拠出資産			電源入札拠出資産							
退職給付引当資産			退職給付を支払うための預金等		退職給付を支払うための預金等					
長期投資			長期投資							
	その他固定資産	敷金			敷金	雑口				
		雑口								
繰延資産	設立費	長期前払費用			長期前払費用	雑口				
		雑口								
		設立費								
	開設費	開設費			開設費	その他繰延資産				
		その他繰延資産								
(負債)	流動負債	短期借入金			短期借入金	短期リース債務				経過勘定でないことより上位に記載
		短期リース債務								
		未払金					未払金			
		固定資産取得費				固定資産取得費				

(別表第1)

勘定科目表

[変更前]

[変更後]

決算科目

決算科目

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考	変更
	未払費用	雑口				未払費用	雑口			
		役員給与					役員給与			
		其他人件費					其他人件費			
		雑給					雑給			
		租税公課					租税公課			
		有形固定資産除却費					有形固定資産除却費			
		無形固定資産除却費					無形固定資産除却費			
		修繕費					修繕費			
		賃借料					賃借料			
		委託費					委託費			
		通信運搬費					通信運搬費			
		消耗品費					消耗品費			
		旅費					旅費			
		研修費					研修費			
		雑費					雑費			
		損害保険料					損害保険料			
		支払利息					支払利息			
		雑口					雑口			
	短期リース債務					短期リース債務				経過勘定ではないため上段へ記載
	預り金	源泉所得税				預り金	源泉所得税			
		社会保険料					社会保険料			
		その他厚生費					その他厚生費			
		雑口					雑口			
	前受金					前受金				
						容量拠出金			預り金の性質	新設
	その他流動負債					その他流動負債				
固定負債	長期借入金				固定負債	長期借入金				
	退職給付引当金	役員引当金				退職給付引当金	役員引当金			
		職員引当金					職員引当金			

(別表第1)

勘定科目表

[変更前]

[変更後]

決算科目

決算科目

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考	変更	
	電源入札拠出金					電源入札拠出金					
	リース債務					リース債務					
	その他固定負債					その他固定負債					
(純資産)	剰余金				(純資産)	剰余金					
	その他純資産					その他純資産					
(収益)	会費収入	会費 特別会費			(収益)	会費収入	会費 特別会費				
	敷金戻入					敷金戻入					
	借入金	短期借入金 長期借入金				借入金	短期借入金 長期借入金				
	その他収入	あっせん・調停収入 雑口				その他収入	あっせん・調停収入 雑口				
	前年度よりの繰越金					前年度よりの繰越金					
(費用)	役員給与	給与 通勤手当 賞与 雑口			(費用)	役員給与	給与 通勤手当 賞与 雑口				
	職員給与	給与 通勤手当 賞与 雑口				職員給与	給与 通勤手当 賞与 雑口				
	退職給付金繰入					退職給付金繰入					
	退職金					退職金					

(別表第1)

勘定科目表

[変更前]

[変更後]

決算科目

決算科目

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考	変更
		役員支払額					役員支払額			
		職員支払額					職員支払額			
		雑口					雑口			
	法定厚生費					法定厚生費				
		健康保険					健康保険			
		介護保険					介護保険			
		厚生年金					厚生年金			
		児童手当					児童手当			
		雇用保険					雇用保険			
		労災保険					労災保険			
		雑口					雑口			
	一般厚生費					一般厚生費				
		健康安全衛生費					健康安全衛生費			
		福利厚生費					福利厚生費			
		役員保険料					役員保険料			
		慶弔見舞金					慶弔見舞金			
		雑口					雑口			
	雑給					雑給				
	租税公課					租税公課				
		印紙税					印紙税			
		固定資産税					固定資産税			
		法人都民税					法人都民税			
		雑口					雑口			
	固定資産除却費					固定資産除却費				
		有形固定資産除却費用					有形固定資産除却費用			
		無形固定資産除却費用					無形固定資産除却費用			
		その他固定資産除却費用					その他固定資産除却費用			
		有形固定資産除却損					有形固定資産除却損			
		無形固定資産除却損					無形固定資産除却損			
		その他固定資産除却損					その他固定資産除却損			

(別表第1)

勘定科目表

[変更前]

[変更後]

決算科目

決算科目

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考	変更
	減価償却費	固定資産償却費 リース資産償却費 一括償却資産償却費				減価償却費	固定資産償却費 リース資産償却費 一括償却資産償却費			
	修繕費	固定資産 雑口			修繕費	固定資産 雑口				
	賃借料	建物関係賃借料 システム関係賃借料 事務機器関係賃借料 総会会場利用料 その他賃借料			賃借料	建物関係賃借料 システム関係賃借料 事務機器関係賃借料 総会会場利用料 その他賃借料				
	委託費	建物管理保守委託 システム管理保守委託 その他雑委託			委託費	建物管理保守委託 システム管理保守委託 その他雑委託				
	通信運搬費	電話費用 通信回線利用料 運搬費 総会郵送代 その他郵送代 その他			通信運搬費	電話費用 通信回線利用料 運搬費 総会郵送代 その他郵送代 その他				
	消耗品費	総会印刷費 その他印刷費 光熱水道費 その他消耗品費			消耗品費	総会印刷費 その他印刷費 光熱水道費 その他消耗品費				
	旅費	国内旅費 海外旅費			旅費	国内旅費 海外旅費				

(別表第1)

勘定科目表

[変更前]

[変更後]

決算科目

決算科目

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考	変更
	研修費	その他旅費				研修費	その他旅費			
		社内研修					社内研修			
		社外研修					社外研修			
		その他研修					その他研修			
	雑費	諸謝金				雑費	諸謝金			
		会議費					会議費			
		その他雑費					その他雑費			
		交際費					交際費			
	損害保険料					損害保険料				
	短期借入金返済額					短期借入金返済額				
	長期借入金返済額					長期借入金返済額				
	支払利息					支払利息				
	設立費					設立費				
	雑損失					雑損失				
	会費償却					会費償却				
	予備費					予備費				